

資金決済に関する法律に基づく払戻しのお知らせ

宇和町商業協同組合のれんげ商品券は、令和5年12月31日(日)をもちましてご利用を終了させていただきます。資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

1. 払戻しを行う前払式支払手段の種類・・・ れんげ商品券



2. ご利用終了日

令和5年12月31日(日)まで

3. 払戻しの申出期間

令和6年1月10日(水)～令和6年3月31日(日)

受付期間は、午前8時30分～午後5時まで(土、日、祝は除く)

※当該期間内に払戻しの申し出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

4. 申出及び払戻しの方法

西予市商工会内宇和町商業協同組合事務所に未使用のれんげ商品券を持参してください。

確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

5. お問い合わせ先

〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町3丁目297番地

電話 0894-62-1240 西予市商工会 内 (末光)

受付時間は、午前8時30分～午後5時まで(土、日、祝は除く)